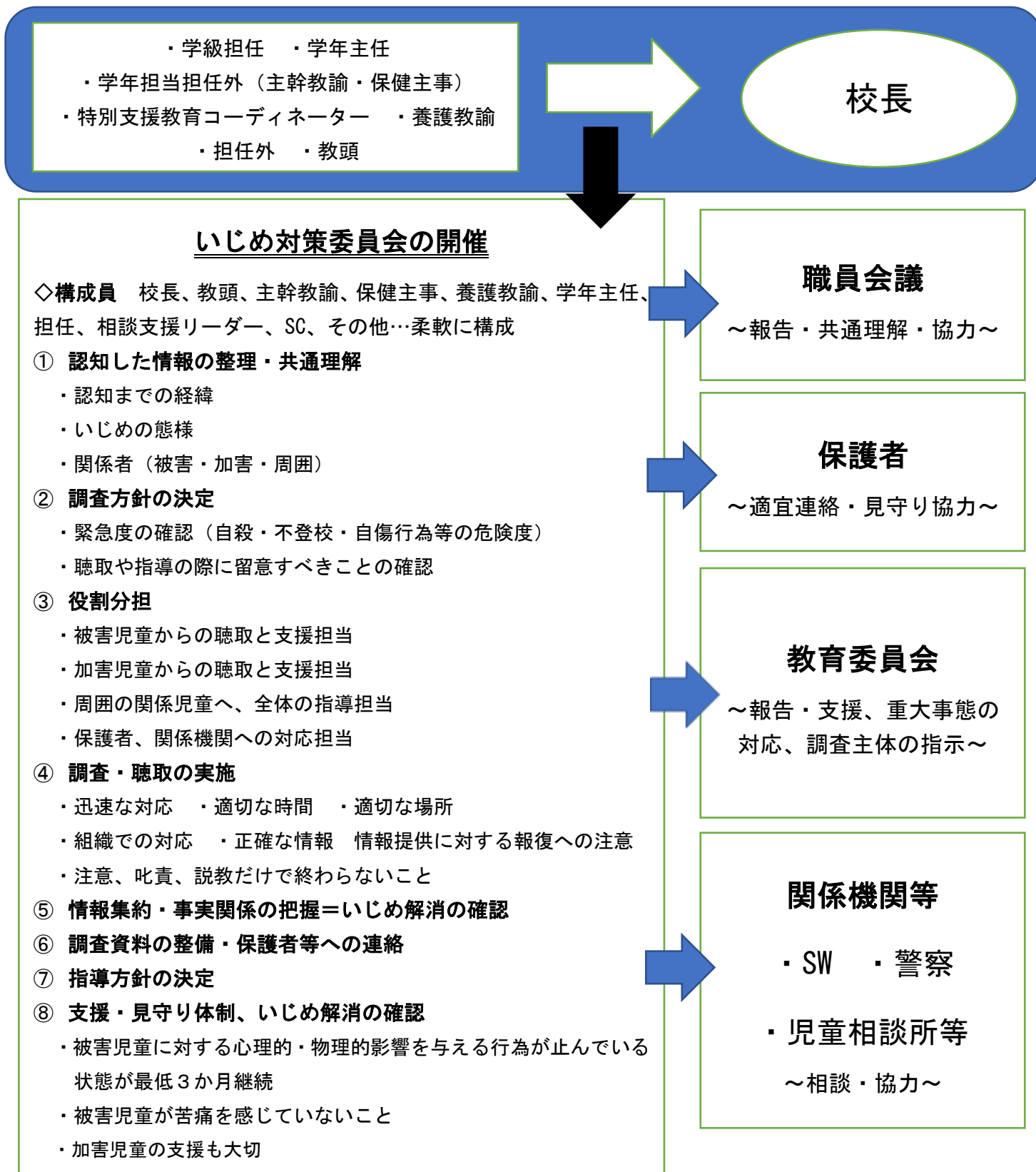


【別途１】 いじめ対応フローチャート「一人で判断せず、必ず相談・報告を」

☆いじめに関わる情報入手

- 児童の様子を観察し、その言動からいじめの兆候が見られたとき
- 児童が記載した文章等から、気になる言葉を発見したとき
- 児童や保護者から、相談や訴えがあったとき
- アンケート調査や教育相談による訴えがあったとき

☆情報共有・情報整理・緊急対応



【別途2】

重大事態発生時対応フローチャート

1 重大事態発生の報告

- ・教育委員会を通じて市長に重大事態の発生を報告

2 調査主体の判断

- ・教育委員会が発生した重大事態の特性や経緯、いじめられた児童または保護者の申し立てなどを踏まえて、学校と教育委員会のどちらかが主体になるのかを判断する。

学校が調査の主体の場合

本校「いじめ対策委員会」に弁護士等の専門家を加えて実施

教育委員会が調査の主体の場合

「札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会」で実施

3 調査の実施

・調査の目的

事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、当該事態と同種の事態の発生の防止を図る。

いじめの行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか。

いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか。

学校、教職員がどのように対応したか。

・調査の方法

いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査に着手する。

4 調査結果の提供及び報告

- ・調査の進捗状況等及び調査結果は、教育委員会または学校からいじめられた児童及びその保護者に対して適時・適切な方法で状況を提供する。
- ・教育委員会から調査結果を市長に報告する。また、いじめられた児童またはその保護者から調査報告書に対する意見書が提出された場合には、調査結果に添えて市長に報告する。

5 必要に応じた再調査の実施

- ・調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に関わる重大事態への対処や同種の事態の発生の防止のための必要があると認めるときは、再調査を行う。
- ・再調査は、市の附属機関「札幌市子ども・子育て会議」において行う

6 再調査結果の報告・提供

- ・再調査の進捗状況等及び再調査結果は、いじめられた児童及び保護者に対して適時適切な方法で行う。
- ・市長は、再調査の結果を議会に報告する。

7 調査結果・再調査結果の措置

- ・市長及び教育委員会は、調査の結果及び再調査の結果を踏まえ、それぞれの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同様の事態の発生のために必要な措置を講ずる。